

身だしなみに関する規程

- 1 登米高生としての誇りをもち、常に、清潔・端正で品位ある身だしなみを心掛けること。
(頭髪については、染色、パーマ、威圧的または著しく装飾的な髪型は認めない。)
- 2 服装等について、時候や場面に応じた機能性と品位を確保するため、次のとおり定める。
 - (1) 6～9月を夏季、10～5月を冬季とする。また、気候条件を踏まえ、両季の間に適宜移行期を置く。
 - (2) 校内及び通学時における服装 [=正装] は、下表①～③ (学校指定のもの) 及び④ (学校指定なし) のとおりとする。ただし、①については「①-1～①-3」から選択した一つを着用することとし、③の着用は任意とする。

No.	服装	備考
①-1	詰襟型上衣	左襟に校章バッジを着用
	ツータックスラックス	裾形状はシングル、黒・茶系色のベルトを着用
①-2	ブレザー型上衣*	左襟に校章バッジを着用
	スカート	バイク乗車時は運動着長ズボンを着用
	リボン	既製長で着用
①-3	ブレザー型上衣*	左襟に校章バッジを着用
	ワンタックスラックス	裾形状はシングル、黒・茶系色のベルトを着用
	ネクタイ	既製長で着用
②	シャツ (長袖・半袖)	
③	セーター	
	ベスト	
④	ソックス	白・黒・紺系色 (ワンポイント可)、 上部高は踝上部～膝頭下部の範囲

- (3) 校内においては、時季を問わず、SHR、集会、式典、その他特に指示があった場合を除き、上衣を着用しないこと [=略装] 及びブレザー型上衣*のボタンを留めないことを認める。また、夏季及び移行期の略装時は、リボン及びネクタイの着用を任意とする。
- (4) 通学時は、夏季及び移行期に限り、略装を認める。また、冬季には、正装した上からコート類を着用することを認める。
- (5) 次のような装身・装飾は認めない。
 - ア 指輪、ネックレス、ピアス、その他アクセサリー類全般
 - イ 付け爪、カラーコンタクト、医療等用途外のウィッグ・エクステンション
 - ウ 化粧、マニキュア・ネイルアート、染髪、パーマ、威圧的または著しく装飾的な髪型
- (6) 怪我・その他何らかの理由で (2) によりがたい場合は、生徒または保護者から担任あて申し出の上、異装願を提出して校長の許可を受けること。

3 校地内で異装をする場合、次の通り定める。

(1) 生徒記入用紙

① 職員室で所定のカードに必要事項を記入し、

② 担任または副担任等にカードを渡し、押印を受けること。

(2) (1) が提出されたら、担任等は出席簿に挟む。必要に応じて、学年または全体共有する。

異		装		願	
		第	学年	組	番
		氏名			

まで	日間	のため	月	日から	月 日
		で登校したいので、許可願います。			
			令和	年	月 日
宮城県登米高等学校長殿					
		担任			印
